

別 紙

答申第 2 2 号

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という）が、本件異議申立ての対象となった個人情報非開示決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成18年11月6日に本件異議申立人より島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という）第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があり、同年11月20日に個人情報開示請求書について補正書の提出があった。
- (2) 本件個人情報開示請求の内容
「児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の研修・支援に関する実施要綱（県立学校）」の第10条にある「連絡協議会」で扱われた書面、書類、資料の全部の交付。（録音テープ（最新式も含む）による録音も含む）また、同第10条の第2項に該当するもの全部の交付。そして、「連絡協議会」の会議録の全部の交付（請求者（私）についてのもの）（平成16年4月1日から平成18年3月まで）
- (3) この請求に対して、実施機関は、会議録及び連絡協議会の運営に関する事項のものについて、開示請求に係る個人情報が記録された公文書を作成していないという理由により、同年11月20日付けで非開示決定を行った。
- (4) この決定に対して、異議申立人は、本件個人情報の非開示決定を不服として同年11月22日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、平成19年2月19日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨
本件個人情報の非開示決定処分を取り消しを求める。
- (2) 異議申立ての理由
異議申立人の異議申立書による主張の要旨は、以下のとおりである。
ア 条例第15条により、全部開示を求める。
イ 本来、作成されてあるのが当然であり、作成されてないとは変であるので、全部の開示を求める。
ウ 「訴訟」のためであり、「訴訟」では相手方（被告）との「対等」を確保するのは当然であり、申立人（請求者）の権利・利益を保護するために、本人個人のための情報を得るのは当然である。

4 実施機関の主張

実施機関の、非開示理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 連絡協議会について

連絡協議会は、研修者の所属校の校長、教育センター所長及び高校教育課長が出席して、研修者の研修状況や研修計画の進行状況等について情報を共有し、今後の研修計画や研修内容について意見交換をすることを主な目的として開催されるものである。「児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の研修・支援に関する実施要綱（県立学校）」（以下「実施要綱」という）の第3条に規定されているように、教育センター研修の計画は教育センター所長が作成し、計画の作成や変更の際には必要に応じて所属校の校長や高校教育課長と協議することになっており、この協議会がその役割を果たしている。

(2) 本件対象個人情報の不存在について

ア 会議録

連絡協議会は、研修計画の決定等を行うものではなく、情報の共有や意見交換を目的としている性質のものであることから、会議録は作成していない。

研修の方向性が大きく変わるとか、研修者の研修状況に大きな変化をきたすというようなことがあれば何らかの記録を残す必要があったかもしれないが、今までそのような必要性は生じなかった。

なお、会議録を作成していないために会議の内容そのものが記録として残ることはないが、会議の中で話し合われた内容は、その後教育センターが作成する研修計画や研修内容に反映されることになる。

イ 連絡協議会の運営に関する事項のもの

連絡協議会の運営については、実施要綱第10条第2項に「必要な事項は、別に定める。」と規定されているが、連絡協議会の運営上特に必要な事項がないため、定めていない。

児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の研修・支援については、平成16年にできた制度である。当初は、後で運営に関する事項についても決める必要が出てくる可能性があるため第10条第2項を設けたが、実際に運営する中で、特に支障はなかった。

その後、教育公務員特例法が平成19年に改正され、全国的にも制度化された。本県も、今まで要綱という形で定めていたものを、平成20年4月に規則として整備し、また、現在研修や審査会の要綱などを整備しているところである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、平成16年4月1日から平成18年3月までの「児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の研修・支援に関する実施要綱（県立学校）」の第10条にある連絡協議会の会議録及び連絡協議会の運営に関する事項のもの（実施要綱第10条第2項に該当するもの）に記録された異議申立人に係る個人情報である。

(2) 本件対象個人情報の不存在について

ア 会議録

通常、会議等が開催されると、会議の概要がわかる公文書としては、会議の目的や役割に応じて、会議録や復命書のほかに会議資料に要旨を記載し供覧したもののなどが作成されている。

しかし、本件において実施機関は、連絡協議会が研修計画の決定等を行うものではなく、情報の共有や意見交換を目的としている性質のものであることから、

会議録は作成していないと説明している。

そこで、当審査会は、実施機関から連絡協議会関係のファイルの提示を受けて、連絡協議会を構成している高校教育課、教育センター及び所属校の関係文書を確認したところ、いずれにも連絡協議会の会議録だけでなく、復命書や会議の要旨がわかるものなどは確認できなかった。

連絡協議会は意思決定を行う場ではなく、情報の共有や意見交換を目的としているということではあるが、会議の内容は、その後の研修計画等に影響があり、また、会議の内容については関係者が共通認識をもつ必要があるものである。そのような情報を公文書として残さないという実施機関の説明は説得力に欠けるものと言わざるを得ないが、会議録及びこれに類する公文書が存在することをうかがわせる事情が認められないことから、実施機関が、本件開示請求に係る個人情報記録された公文書を作成していないとして非開示としたことはやむを得ないものと認められる。

イ 連絡協議会の運営に関する事項のもの

実施機関は、児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の研修・支援については平成16年からの制度であるが、連絡協議会の運営に関する事項については、将来的にその必要性が生じた時に定めることができるよう実施要綱第10条第2項の規定を設けたものの、その後連絡協議会の運営上特に必要性がなかったため定めていないとしている。

実施要綱第10条第1項では、連絡協議会の目的や構成メンバー等の規定があり、必要最小限の定めはあったものと考えられ、運営上特に必要な事項がなかったという実施機関の説明に不合理な点は見受けられない。

(3) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

個人情報の適正な管理は、個人情報保護制度の根幹であり、関係する公文書を適切に作成し管理する必要がある。

実施機関は、本件開示請求の対象となった連絡協議会は意思決定を行う場ではないことなどから、会議の概要を記録しておく必要はないものであると説明しているが、連絡協議会は関係機関の長が出席し、協議の内容についてはその後の研修計画や研修者の処遇に反映されるものであり、会議録ではなくても会議の概要がわかるものを公文書として作成し、保存するべきものであると考える。公文書が作成されていなければ、個人情報保護制度の下での開示請求に応えることができない。

指導が不適切な教員に対する人事管理システムについては、平成19年の法改正により、指導改善研修を実施することが義務付けられることとなった。これに伴い、実施機関においても関係する規定の整備等が進められているが、その中で、連絡協議会の協議結果に係る公文書の作成や保存についても検討されることを期待したい。

(諮問第 1 1 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 1 9 年 2 月 1 9 日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成 2 0 年 4 月 2 4 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 2 0 年 5 月 8 日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成 2 0 年 5 月 2 9 日 (審査会第 2 回目)	審議
平成 2 0 年 6 月 2 6 日 (審査会第 3 回目)	審議
平成 2 0 年 7 月 2 3 日	実施機関から非開示理由説明書の補足説明書を受理
平成 2 0 年 7 月 2 4 日 (審査会第 4 回目)	審議
平成 2 0 年 8 月 2 1 日 (審査会第 5 回目)	審議
平成 2 0 年 9 月 2 5 日 (審査会第 6 回目)	実施機関から意見聴取
平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日 (審査会第 7 回目)	審議
平成 2 0 年 1 1 月 2 7 日 (審査会第 8 回目)	審議
平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日	島根県個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 (株) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	(財) しまね女性センター経営委員	

